

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 6 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第 2 号

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市初任給調整手当の支給に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 2 条第 1 項職員	第 2 条第 2 項職員
	円	円
1 年未満	310,000	51,600
1 年以上 2 年未満	310,000	51,600
2 年以上 3 年未満	310,000	51,600
3 年以上 4 年未満	310,000	51,600
4 年以上 5 年未満	310,000	51,600
5 年以上 6 年未満	310,000	51,600
6 年以上 7 年未満	310,000	49,800
7 年以上 8 年未満	310,000	48,000
8 年以上 9 年未満	310,000	46,200
9 年以上 10 年未満	310,000	44,400
10 年以上 11 年未満	310,000	42,600
11 年以上 12 年未満	310,000	40,800
12 年以上 13 年未満	310,000	39,000
13 年以上 14 年未満	310,000	37,200
14 年以上 15 年未満	310,000	35,800
15 年以上 16 年未満	310,000	34,400
16 年以上 17 年未満	306,700	33,000
17 年以上 18 年未満	303,400	31,600
18 年以上 19 年未満	300,100	30,200
19 年以上 20 年未満	296,800	28,800
20 年以上 21 年未満	293,500	27,400
21 年以上 22 年未満	281,500	26,800
22 年以上 23 年未満	268,000	26,200
23 年以上 24 年未満	254,500	25,200
24 年以上 25 年未満	241,000	24,600
25 年以上 26 年未満	227,500	24,000

26 年以上 27 年未満	210, 500	23, 400
27 年以上 28 年未満	193, 500	22, 800
28 年以上 29 年未満	176, 500	22, 000
29 年以上 30 年未満	159, 500	21, 700
30 年以上 31 年未満	142, 000	21, 300
31 年以上 32 年未満	124, 500	20, 700
32 年以上 33 年未満	107, 000	19, 800
33 年以上 34 年未満	87, 000	18, 900
34 年以上 35 年未満	67, 000	18, 200

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。